

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Por8/2561 号

件名：輸出向け製造のための原材料および必要資材の輸入関税免除の手続き

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法 36 (1) 条に基づき、輸出用製品の製造、混合、または組立のために輸入される原材料および必要資材の輸入関税の免除恩典を使用するにあたって、手続きを明確化・迅速化し、被奨励者への便宜を図るために、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法 11 条、第 13 条、第 13 条および第 36 条に基づき、投資委員会より委任された投資委員会事務局は、輸出向け製造用に輸入される原材料および必要資材の輸入関税免除の恩典の利用手続きを以下の通り発布する。

第 1 項 以下の布告を廃止する。

(1) 仏暦 2556 年 (2013 年) 6 月 19 日付け投資委員会事務局布告第 Por. 3/2556
号件名：輸出向け製造のための原材料および必要資材の輸入関税免除の手続き

(2) 仏暦 2557 年 (2014 年) 6 月 26 日付け投資委員会事務局布告第 Por. 1/2557
号件名：原材料のストックカットの手続きの改定追加

第 2 項 本布告において

「原材料」とは事務局布告 件名「部分品、アクセサリー、道具、用具、プレハブ工場、原材料、必要資材の定義」に従い、必要資材までを含む。

「生産フォーミュラ」とは製品 1 単位を製造するために必要な原材料の項目、およびそれぞれの数量を意味する。

「原材料のマックスストック」とは輸入関税を免除される原材料の輸入量を意味する。

「原材料の通関許可」とは、通関手続き、関税の還付請求または銀行保証取り消しのために、原材料の輸入関税免除恩典を税関に通知することを意味する。

「原材料のストックカット」とは、輸入関税免除の恩典を使用して輸入した原材料の在庫量を減らすために、被奨励者が、製品輸出の証拠をもって、原材料のストックカットの手続きをすることを意味する。

「銀行保証」とは、原材料の輸入関税を保証するために銀行保証書の利用を許可することを意味する。

「原材料の残高」とは定められた期間内に輸出またはその他の場合によりストックカットされていない原材料の項目およびその数量を意味する。

「輸出通関報告書」とは国内移転通関報告書、フリーゾーンからの輸出通関報告書、ベンダーレポート (Report V) を含む。

「事務局」とは投資委員会事務局を意味する。

「受託機関」とは投資委員会事務局より委託を受け、製品の生産フォーミュラの手続き、通関許可、銀行保証、または原材料・必要資材のストックカットの手続きの業務を行う機関を意味する。

第 3 項 製品フォーミュラおよび原材料のマックスストックの作成

(1) 被奨励者は事務局または受託機関に以下の資料を提出して、製品フォーミュラおよび原材料の在庫量リストの認可を申請しなければならない。

(1.1) 製品 1 単位の製造に使用される原材料の項目およびその数量、そして製造工程におけるロスを示す製造フォーミュラ

(1.2) 奨励証書に記載された生産能力の 6 ヶ月分、または顧客からの注文量に基づいた製品輸出見込み数量、なお、2019 年 3 月 1 日より奨励証書に記載された生産能力の 4 ヶ月分、または顧客からの注文量に基づいた製品輸出見込み数量を使用すること。

(1.3) 原材料のリストおよびそれぞれのマックスストック

(1.4) 各原材料の使用に関する説明

(1.5) 原材料と製造する製品の詳細を示す写真、サンプルまたは資料

(1.6) 受託機関が指定したその他の資料

(2) 製造する製品量に基づく原材料の在庫量の計算は以下の 2 通りある。

(2.1) 在庫を回転させる形式で申請する場合、奨励を受けた生産能力を上回らない製品量および輸出比率により計算され、マックスストックは 6 ヶ月分を超えない数量で許可する。なお、2019年3月1日より在庫を回転させる形式で申請する場合、奨励を受けた生産能力を上回らない製品量および輸出比率により計算され、マックスストックは 4 ヶ月分を超えない数量で許可する。更に、マックスストック 6 ヶ月分数量で許可された全てのプロジェクトは、事務客がそのマックスストックを 4 カ月分に改定を行う。

(2.2) 建設又は産業用の鉄骨生産事業(FABRICATION INDUSTRY)、石油産業用のプラットフォームを修理する場合、顧客からの購入に基づく原材料のマックスストック(MAX IMPORT)が許可される。

(2.3) 原材料の臨時輸入許可を受けた場合、原材料のマックスストック (Max Import) は事務局により定められるものとする。

第 4 項 電子システムを通じて通関許可、銀行保証、原材料のストックカットの許可申請をする被奨励者には電子商取引法が適用され、以下の手続きをしなければならない。

(1) 被奨励者は、事務局または受託機関が開催する、電子システムによる通関許可、銀行保証、原材料のストックカットの許可申請の実務講習を受講しなければならない。

(2) 受講後、受講者は利用者コードをもらい、その利用者コードで電子システムを通じて、通関許可、銀行保証、原材料のストックカットの許可申請をしなければならない。

第 5 項 原材料の通関許可の申請

(1) 被奨励者の通関許可申請については以下の規定がある。

(1.1) 恩典を利用して輸入する原材料であり、原材料の恩典受理期間内でなければならない。

(1.2) マックスストック量の許可を受けた原材料でなければならない。

(1.3) 累計輸入量は輸入を許可された数量を超えてはならない。

(1.4) 関税の還付請求のための通関許可は、輸入日より 2 年以内還付請求しなければならない。恩典の期限切れの場合は、恩典の期限終了日より 1 年以内に還付請求しなければならない。

(1.5) 原材料の輸入関税支払に代わる銀行保証を取り消すための通関許可は、銀行保証の使用を許可されたもので、保証期間中にあるものでなければならない。

(2) 事務局または受託機関に申請すること。

第 6 項 原材料・必要資材の輸入関税支払に代わる銀行保証使用許可の申請

原材料・必要資材の輸入関税支払に代わる銀行保証使用許可の申請は、事務局の布告、「原材料・必要資材の輸入関税支払に代わる銀行保証使用規定」に従うこと。

第 7 項 原材料のストックカットの申請

(1) 製品として輸出された原材料のストックカットを被奨励者が申請する場合

(1.1) 恩典の利用にあたって、被奨励者は第 36 条に基づく恩典の利用あることを通関報告書に明記しておくこと。

(1.2) 以下の資料を提出して、原材料のストックカットを申請すること。

(A) 輸出通関報告書の写し

(B) 国内メーカーから調達された原材料使用量報告書（ベンダーレポート：Report V）

(C) インボイスの写し、パッキングリストの写しなどのその他の資料

(1.3) 電子システムを通じて、原材料のストックカットである場合、(1.2) に定められた原材料のストックカットを申請するための書類提出に代わる電子システムを通じて、輸出通関報告書の情報を利用すること。

(1.4) 2018 年 10 月 1 日より輸出された輸出通関報告は電子システム（RMTS2011）のみを通じて、原材料と必要資材のストックカットを申請すること。

(2) 輸出向けではない製品の原材料のストックカットの申請の場合、以下の資料を事務局に提出して申請すること。

(2.1) 事務局発行の原材料の輸入関税徴収書の写し

(2.2) 税関の関税見積書

(2.3) 税関の領収書の原本と写し

(3) 製品を国内で販売した奨励者が原材料のストックカットを申請するには、事務局布告「仏暦 2520 年投資奨励法第 36(1) 条に基づく輸出向けに製造できない原材料および必要資材の関税支払い申請規定」に従うこと。

(4) 被奨励者が製造工程でのロスになる原材料のストックカットを申請するには、事務局布告「第 36 (1) 条に基づく原材料のロスおよび屑 (スクラップ) に関する条件および手続き」に従うこと。

第 8 項 原材料の輸入期限の延長

(1) 第 36 条に基づく恩典期間が終了した日より 6 ヶ月以内に原材料の輸入期限延長の申請をしなければならない。

(2) 事務局に申請すること。事務局は輸入期限延長一回につき 2 年を超えない期間の延長を認める。

(3) 2019 年 3 月 1 日より原材料の輸入期限延長の申請をする被奨励者が原材料の輸入期限延長の申請日まで 1 年以上の輸出されたその製品の輸出通関報告の原材料のストックカットを済ませなければならない。原材料の輸入期限延長の申請日より 6 カ月以内に済ませなければ、事務局は期限延長の申請許可を認めない。

第 9 項 定めた期間内に原材料の輸入期限延長を申請できないが、投資奨励法第 36 条に基づく恩典期間切れの日より 2 年以内に原材料輸出の追加恩典を申請する場合は、

(1) 2019 年 3 月 1 日より原材料輸出の追加恩典の申請をする被奨励者が原材料輸出の追加恩典の申請日まで 1 年以上の輸出されたその製品の輸出通関報告の原材料のストックカットを済ませなければならない。原材料輸出の追加恩典の申請日より 6 カ月以内に済ませなければ、事務局は追加恩典の申請許可を認めない。

(2) 資料を提出して事務局に申請すること。事務局が投資奨励法第 36 条に基づく 1 年を超えない恩典付与の許可を認める。

第 10 項 原材料の海外への輸出の申請

(1) 原材料の海外への輸出を申請する被奨励者は以下の規定に従うこと。

(1.1) 原材料輸入恩典期間中でなければならない。輸入期間が終了した場合、輸入恩典期間終了日より 1 年以内に申請し輸出しなければならない。

(1.2) 奨励者が原材料の恩典を利用して輸入した原材料でなければならない。

(2) 以下の資料を提出して事務局に申請すること。

(2.1) 輸出を申請する原材料の通関許可の写し

(2.2) 輸入通関報告書の写し

第 11 項 奨励された事業所以外での原材料、製品、ロスの保管

- (1) 原材料の恩典期間中の原材料、製品、ロスでなければならない。
- (2) 事務局に申請すること。

第 12 項 原材料輸入関税支払いの申請

(1) 被奨励者が輸出向けの製品を製造しなかった場合、事務局に関税を支払う原材料のリストを提出して申請し、輸入日時点の状態での関税を支払う。

(2) 被奨励者が原材料を用いて製品を製造したが、輸出しなかった場合、事務局布告「仏暦 2520 年投資奨励法第 36(1) 条に基づく輸出向けに製造できない原材料および必要資材の関税支払い申請規定」に従うこと。

(3) 被奨励者が原材料で製品を製造してロスが発生した場合は、事務局布告「第 36(1) 条に基づく原材料のロスおよび屑（スクラップ）に関する条件および手続き」に従うこと。

第 13 項 恩典期間終了の手続き

原材料恩典期間が終了したとき、免税で輸入された原材料は、恩典期間終了日より 2 年以内に輸出の証拠をもってストックカットをしなければならない。残った原材料については、輸入日時点の状態での輸入関税を支払わなければならない。

第 14 項 恩典を申請するための申請書および書類

本布告に基づく恩典を申請するための申請書および書類は、代表者の署名とともに社印を押印し、正当な書類であることを証明しなければならない。

布告日 2018 年 9 月 3 日

(ドウンジャイ・アサワジンタジット)
投資委員会長官